明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産二四〇一～二四一九）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人国立青少年教育振興機構平成二十六事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会公示送達、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　三七
会社その他
会社決算公告　四二五

告示

○農林水産省告示第二千四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市上戸町四丁目四一四、四三三の口、四三五の二、四三八、星取二丁目四三九の口、四五〇、四五三の一、四五三の一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日高町・空知郡上砂川町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町境字なきの畑七一三のイ、字本谷入七一九、七二〇のイ、七二〇の口、七二一、字みそ桶谷七二二、七二三、字あらざす七二六（次の図に示す部分に限る。）、七二七、字小ざす七二八、七二九、字檜尾七二五のイ

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市乙津字荷田子六八五の口（次の図に示す部分に限る。）、六八四の一、六八五のイ、六八七、戸倉字盆堀割地峯一四六六のイ、一四六六の口、一四六七から一四六九まで、一四七一から一四七六まで、字盆堀谷千ヶ沢二四二一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、小和田字御嶽山五一九・字御岳山五二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、養沢字向養沢一一七九のイ、一一七九の口、一一八〇から一一九〇まで、八王子市上恩方町二（次の図に示す部分に限る。）、一〇四六、一〇四七のイ、南浅川町四二二五の三（次の図に示す部分に限る。）、四二二五の口、高尾町二一七七の一（次の図に示す部分に限る。）、青梅市黒沢三丁目一六四〇の一六三、成木八丁目二二八の一（次の図に示す部分に限る。）、梅郷一丁目一九〇七・一九〇八のイ・一九三三の一・一九三六の一・一九四五・一九四七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、西多摩郡奥多摩町氷川字絹笠一六五一のイ（次の図に示す部分に限る。）、一六五一の二、一六五一の四、境字中山八八九、八九〇の一から八九〇の三まで、檜原村字三都郷二六七四・七二九九・七三〇二・七三〇三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字倉掛九三二九・九三三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字盆堀割地峯一四六九・一四七一・一四七二・字盆堀谷千ヶ沢二四二一の一・二四二四の三・上恩方町一〇四六・一〇四七のイ・南浅川町四二二五の三・高尾町二一七七の一・黒沢三丁目一六四〇の一六三・梅郷一丁目一九〇七・一九〇八のイ・一九三三の一・一九三六の一・一九四五・一九四七・字中山八八九・八九〇の一から八九〇の三まで・字三都郷二六七四・七二九九・七三〇二・七三〇三・字倉掛九三二九・九三三八（以上二十六筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。